

(様式第3号)

令和6年(2024年)1月26日

「米原駅東口周辺立地促進条例(案)」についての米原市パブリックコメントに対して提出された意見等と  
その意見等に対する市の考え方および検討結果について

案 件 名 : 米原駅東口周辺立地促進条例(案)への意見募集  
意見募集期間 : 令和5年12月27日(水)～令和6年1月9日(火)  
所 管 課 : 政策推進部 政策推進課

No	提出された意見等の内容	提出された意見の数(人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
1	奨励金の課税扱いについての意見です。各種の奨励措置を講じることとなりますが、その奨励金は事業者には事業収入、雇用されるものには個人収入になると思われます。そこで心配なのが所得税の課税処置です。できれば非課税が望ましいと思われませんが、奨励金が数万円から相当な高額になるものもあり、全てを非課税扱いとする難しさも考えられます。そこで、この条例の中で課税扱いを明確にして置く必要があると思いますのでご検討ください。	1(1人)	案のとおりとします。	本条例による奨励金等の交付対象者は事業者としており、雇用者に交付するものではありません。なお、国税である法人税、所得税について市の条例で非課税等の扱いを定めることはできません。
2	米原駅東口周辺立地促進条例(案)の目的とするところ【米原駅周辺の都市機能強化を図り、新たな価値を	1(1人)	案のとおりとします。	今回、公募しております米原駅東口周辺まちづくり事業では、事業用地(市有地・県有地)の全体

No	提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
	<p>創造することで、ひとが集うまちを創る】と、そのために奨励措置を設けることには賛成です。</p> <p>しかしながら、その奨励措置のうち第3条の8号にある『診療所等開業補助金』については、奨励対象として反対です。</p> <p>本条例の対象土地は、基本的に米原駅の東口エリアの空き地であり、ここへの誘致を対象とした奨励措置になるかと思えます。とすると、この『診療所等開業補助金』は、「この米原駅東口の土地に、他の事業種よりも、診療所・病院を誘致する」ことを特に推奨しているよう聞こえます。</p> <p>米原市内のほかの土地であれば、病院・診療所自体を誘致することに賛成ですが、「この駅前の土地に対してという意味」においては、病院・診療所に対して、他事業よりも奨励されているようなとらえ方ができるこの条項は、望ましくないと考えます。</p> <p>（米原駅が新幹線駅であり、他のエ</p>			<p>を活用する事業提案を広く募集するものであり、民間事業者のニーズや発想を活かした様々な事業の組み合わせ等による活用が検討されるものと考えています。</p> <p>この公募に先立ち実施したサウンディング型市場調査においては、事業区域内での医療サービスを提供する事業者の進出も含めた活用の可能性についての意見もいただいております。その実現により、広く市民に便益が見込めることから奨励事業の一つに位置付けたものです。本条例により商業施設等の誘致を含め、特定の事業に特化することなく、幅広い事業活用提案を促すことができるものと考えています。</p>

No	提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
	<p>リアから人をよんでくることを考えれば、) この土地に位置・設立されるべきものは、募集要項の表2の例3に挙げられているような、「～琵琶湖と伊吹山のアウトドア・スポーツの拠点としての玄関口」たりえるような施設。</p> <p>例えば、そこに滞在（待ち合わせ・時間調整）することができる商業施設のようなものが望ましいかと考えます。</p> <p>なので、寧ろそのような形態の商業施設を誘致するのに特化した奨励項目を、本条例・条項に追加で設けるのが望ましいのではないかと提起・提言します。</p>			
3	<p><b>【はじめに】</b></p> <p>令和5年12月15日に公告された「米原駅東口周辺まちづくり事業の募集」の公募概要の中の「4. 想定する導入機能・サービス」に<b>【まちづくりの展開イメージ例】</b>として3つの例が掲載されていますが、まちづくりのコンセプトが全く異なる</p>	1（1人）	右記のとおりです。	<p>本事業は、県と連携し県内唯一の新幹線停車駅でもある米原駅の強みを生かしたまちの核となる魅力ある都市空間を形成し、新たなにぎわいと活力を生み出すことを目指しています。この実現のためには、民間活力やノウハウを導入した事業として土地活用が図られ</p>

No	提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
	<p>ったものとなっています。</p> <p>本題に入る前に、ここで2点質問があります。1点目は、米原市は公募概要の中で、「市役所本庁舎の供用開始によりにぎわい創出の機運が高まる中で、都市機能集積や米原駅周辺の広域拠点化に向けて…」とありますが、『都市機能集積』と『米原駅の広域拠点化』について米原市の思いについて、具体例をあげてご教授ください。</p>			<p>ることに期待しており、市としては以下の4つの視点を重視した事業提案を促すことにより都市機能集積と米原駅の広域拠点化を目指す考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米原駅東口周辺の賑わい創出、まちの核として「顔」を生み出す事業</li> <li>・周辺地域の人口増加、来訪者増加など波及効果が得られる事業</li> <li>・駅利用者や地域住民、周辺に立地する企業、従業員などの利便性や快適性を高める事業</li> <li>・市および県東北部のイメージアップ、認知度向上につながる事業</li> </ul>
4	<p>2点目は、条例（案）の参考資料の中に、「サウンディング型市場調査の実施」とありますが、この調査でどのような意見が出されたのかご教授いただくとともに、サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、どのような経緯により、この条例（案）の制定を目指すことになったのかご教授ください。</p>	1（1人）	右記のとおりです。	<p>サウンディング型市場調査の結果は市公式ウェブサイトで公表しているとおりです。この調査でいただいた意見等を踏まえ奨励措置等を講ずることで民間事業者の立地を促進し、まちの核となるべき米原駅周辺の都市機能強化を図り新たな価値を創造し、ひとが集うまちを創る事を目的に本条例を制定するものです。</p>

No	提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
5	<p><b>【米原駅東口周辺立地促進条例（案）】</b></p> <p>条例（案）第3条に「予算の範囲内において奨励金等を交付する」とありますが、ここでいう予算の範囲内とはどの程度の金額を想定されているのでしょうか。条例（案）別表3条関係の表を拝読させていただくと、米原市からの補助金等は相当な金額になるのではないかと危惧しております。</p> <p>最後になりますが、私は、条例（案）別表3条関係に記載されている補助金等はハード面やソフト面など多岐にわたっており、あらゆる手段を使って当該地域に都市機能の集積と広域拠点化を図ろうとする米原市の姿勢は評価できます。しかし、袋を広げすぎているように思います。にぎわい創出のための定住促進策の一つとしての通勤費補助等のソフト対策に係る補助金等については一定理解できますが、造成費等のハード対策に係る補助金等については理解しがたいです。ハー</p>	1（1人）	案のとおりとします。	<p>奨励金等は、進出事業者の業態等により変動することから毎年度議会の議決を経て予算化することが必要であり、現時点では確定しておりませんが、一部の奨励措置については限度額を定めつつ立地の促進につながるよう十分な予算を確保したい考えです。</p> <p>なお、ハード対策等に係る助成金等については、サウンディング型市場調査で民間事業者からの聞き取り意見や他自治体での類似事業における支援内容等を調査し、本事業区域において民間事業者の土地活用検討を促進し進出意欲を高めるためには有効な支援策と判断したものです。</p>

No	提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
	ド対策に係る補助金等が無くても民間企業は進出すると確信しています。			